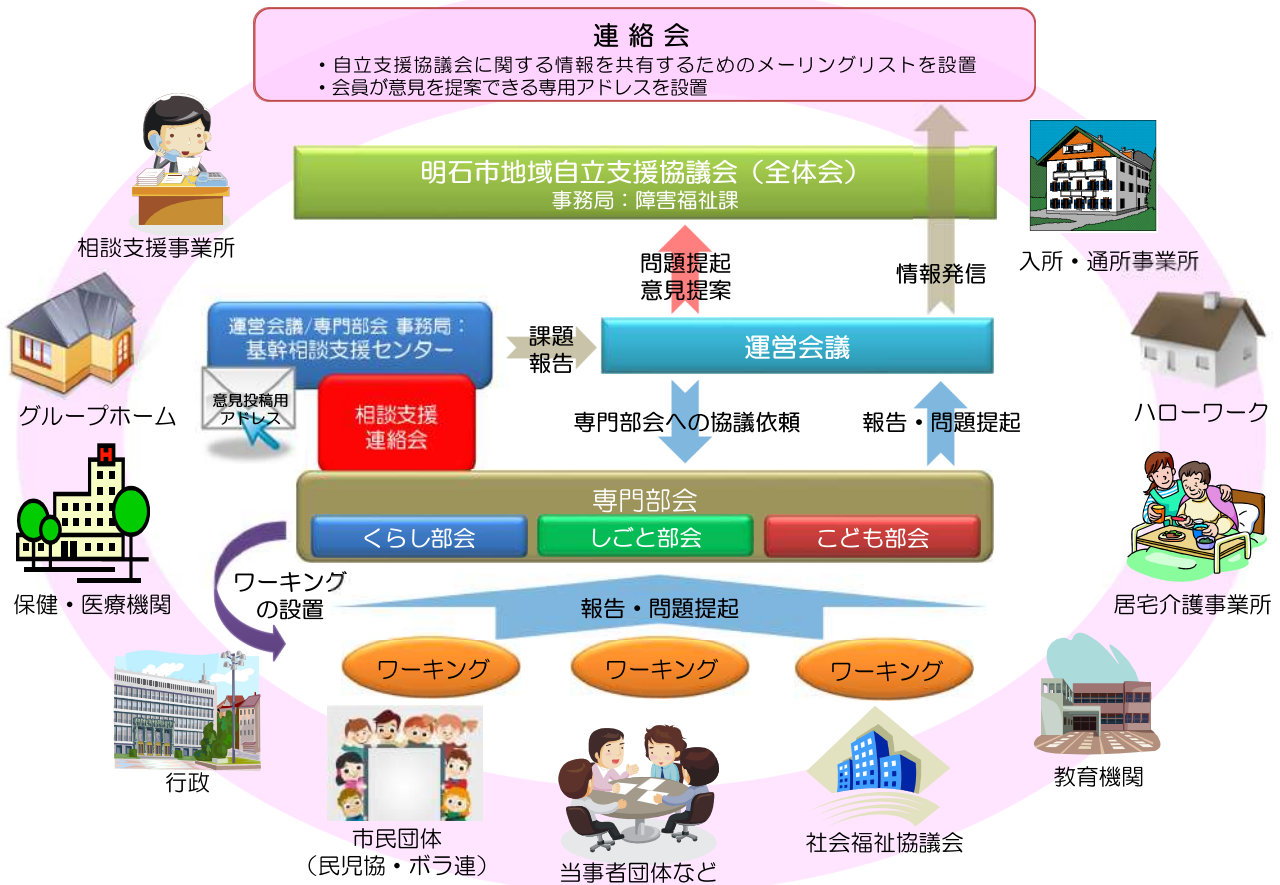




▲ URL <http://www.akashi-jiritsushien.jp/>

明石市地域自立支援協議会の概念図(平成30年度～)



設置根拠 (障害者総合支援法 第89条の3)

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、①地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、②関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、③地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする

自立支援協議会とは

厚生労働省資料を一部改訂
(明石市基幹相談支援センター 松本) (平成31年3月)

共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働する地域の関係者による
ネットワーク&プロセス

「共通の目的」

- ・障害者総合支援法が目指す **「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」**
全員が大きな共通認識を常に持ちながら参加する。

「情報の共有」

- ・地域の実態や課題等の情報を集約し全員が共有する。原点は個別の支援会議。

「具体的に協働する」

- ・参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄り（個別の支援会議が重要）、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、ともに解決しよう、自分のところでは何ができるか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していく。お客さんや評論家は不要。

「地域の関係者によるネットワーク」

- ・利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意する必要。
- ・サービスに裏打ちされない相談は意味がない。また、一事業所だけで用意できる支援には限界がある。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が分かるはず。
- ・官と民が協働するシステムの構築

自立支援協議会の機能

厚生労働省資料を一部改訂
(明石市基幹相談支援センター 松本) (平成31年3月)

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所等の運営評価 ・ サービス等利用計画作成対象者、重度包括支援事業者等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

自立支援協議会の命綱は個別支援会議

- 動機付けが重要
 - ― 「この会議を通じて、どうしても確認しておきたいこと、話し合っておきたいこと、共通の課題をもとに解決したいこと」
 - ― 動機付けの発信元は個別の支援会議＝これを積み重ねることから目的が見えてくる
- 対応困難な事例が地域の支援レベルを高めてゆく
 - ― 対応困難事例は社会資源の改善開発を必要とする
 - ― 対応困難事例は既存の障害福祉サービスだけでは解決されない
- 自分たちで地域を評価する
 - ― ソーシャルワーク（ケアマネジメントの展開）の実践者が地域を評価する（実践者の機能や配置状況をアセスメントする）

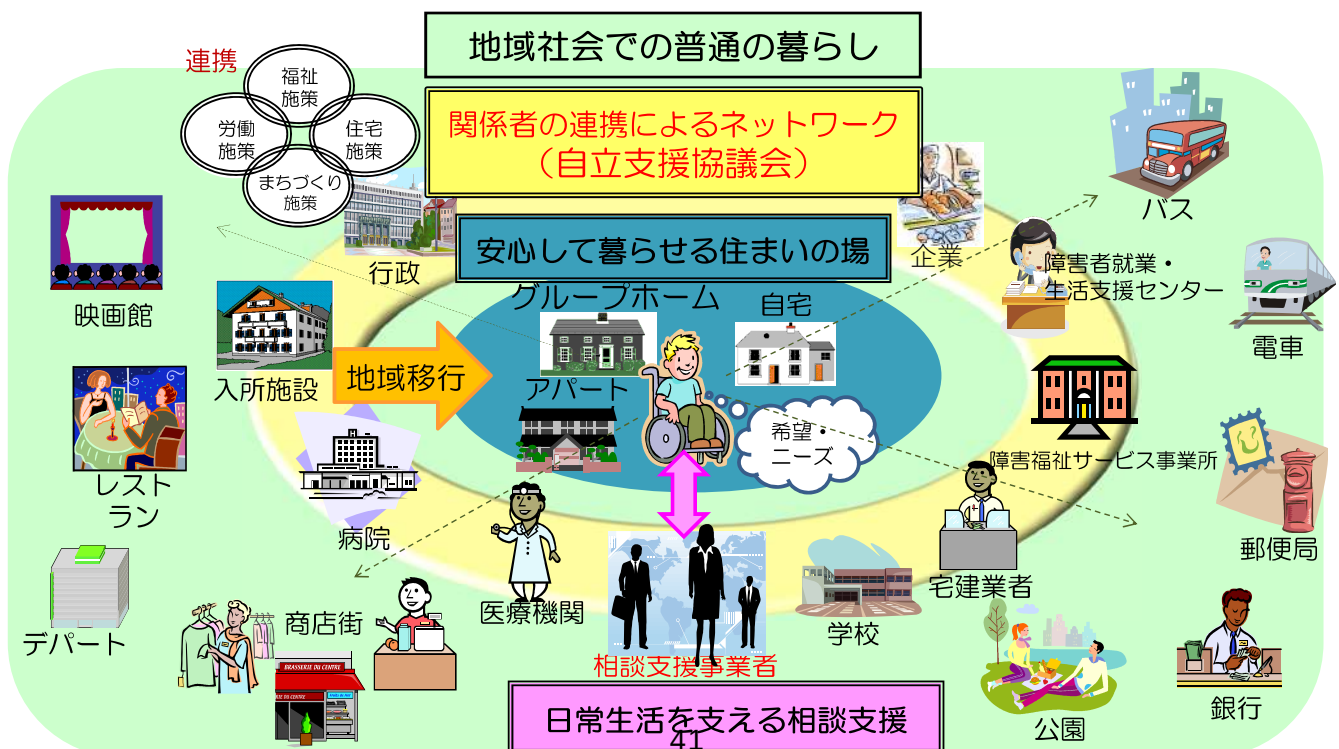


地域のネットワーク、社会資源の整備状況（地域アセスメント）、機能評価、支援計画・支給決定の基本、地域課題の共有

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

（目指す方向）「重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり」

・安心して暮らせる住まいの場の確保 ・日常生活を支える相談支援体制の整備 ・関係者の連携によるネットワークの構築



自立支援協議会とは？

「ドラえもん」のように「あんなこといいな・・・♪
できたらいいな・・・♪」と四次元ポケットの道具を
使って、いっきに願いを叶えてくれるものではありません。
また、水戸黄門の印籠のように強制的に従
わすものでもありません。

言うなら・・・一休さんのように困った出来事を一
生懸命！ああでもない、こうでもないと考え、最終
的に知恵を出し合って、問題解決へ導く提案をする
場所です。

（濱口直哉氏）

（明石市基幹相談支援センター 作成）（平成31年3月）

自立支援協議会とは？

簡単に言うと、障害のある人もない人も、どうすれ
ば地域で暮らし続けられるかということを、いろい
ろな立場の人が集まって、真剣に論議していく場
である。

また、そこで出てきた課題について、どう解決して
いくかを模索していく仕組みである。

（玉木幸則氏）

（明石市基幹相談支援センター 作成）（平成31年3月）

「今からでも遅くない、わたしたちにできること」

「こども達の**可能性**を信じる！」

「もし**自分**だったらって思う！」

「みんなで**仲良く**する！」

「**個性**を尊重して認め合う！」

「正しい**知識**を知る！」

「**知らない**フリをしない！」

「**いじめ**は許さない！」

「みんな**友達**！」

障がいがあっても、なくても

しゃかい

全てのこども達がしあわせに暮らせる明石を目指して

10,000人

メッセージプロジェクト

Project to Enlighten with 10,000 messages

<明石市地域自立支援協議会こども部会> では、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の理念のもと障害の有無に関わらず、「すべてのこども達がしあわせに暮らすことのできる社会」「共に育つ社会」の実現に向けて皆様から 10,000 人を目標に啓発メッセージを募集しています。

あなたの一歩とメッセージが明日をつくる！10,000 人のメッセージリレーの輪を広げましょう！

「誰もが住みやすい明石（しゃかい）」を目指して頂ける明石市在住・明石市外在住の方どなたでも参加OKです！！



【参加実績】 明石浦漁港の皆様 株式会社神姫バス明石営業所様 戎 FORTIFICAR BOX 戎岡彰会長 明石市立明石商業高等学校
社会福祉法人三田谷治療教育院様／平成28年度明石市立あおぞら園保護者の皆様／焼肉七輪神戸大蔵谷店様／有限会社魚莉商店様 他

※みなさまよりいただいたメッセージは、映像資料として広く市民に啓発すべく、多数力所において多数回数の放送（有線・無線）（ネットワーク等を通じての放送をできる状態を含む）、上映、公開させていただくことについてご了承をお願い致します。

【お問い合わせ先・連絡先】

明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター（担当：松本・柴田）
（社会福祉法人 明石市社会福祉協議会）（明石市地域自立支援協議会 こども部会 事務局）
〒673-0037 明石市貴崎1丁目5番13号（明石市立総合福祉センター内）
TEL：078-924-9155／FAX：078-924-9134

よびかけ：明石市地域自立支援協議会こども部会

障がいがあっても、なくても

すべてのこども達が幸せに暮らせる明石を目指して

10,000人参加方法

あなたのメッセージが明日の明石をつくれます！！
10,000 人のメッセージリレーの輪を広げましょう！！

①



10,000 人メッセージプロジェクトの
存在を知り、こども達の幸せな未来の
実現に向けて参加の意志を固める！！

②



気持ちが冷めないうちにお問い合わせ先の
明石市基幹相談支援センターに電話かファックス
にて「メッセージ参加希望」をご連絡！！

③



明石市基幹相談支援センターの担当者から
参加に向けての詳細をお伝えします。
担当者がお伺いして撮影するか自主制作で
あなたの優しいメッセージを動画か写真に
収めましょう！！

国籍問わず明石市在住・明石市外在住の方
どなたでも、**ご参加 OK** です！！



こえ



手話



メッセージボード

メッセージについては手話やメッセージボード等
での参加も受付けております！！

自主制作に関してのお願い

- 動画でのメッセージ収録に関しては会話にならないように出来る限り、簡単明瞭で大きな声でのメッセージをお願いします。また、メッセージの言い始めと終わりに約 3 秒程度間隔をあけてご発声していただくと大変、編集がしやすいです。※手話も同様に前後の間隔をあけてください。
 - スマートフォンを使用する際は、横向きでの撮影をお願いします。
 - あなたのメッセージを収録した動画や画像データをお問い合わせ先にお送りください。
- ※動画形式に関しては AVI、MP4、MOV、MPEG、MKV、WMV、FLV、ASF 等に対応しています。



10,000 人メッセージプロジェクト
マスコットキャラクター

※みなさまよりいただいたメッセージは、映像資料として広く市民に啓発すべく、多数力所において多数回数の放送（有線・無線）（ネットワーク等を通じての放送をできる状態を含む）、上映、公開させていただくことについてご了承をお願い致します。

(白 紙)

提 出 用 意

「明石市地域自立支援協議会 ぶかい けいはつむーびー えいぞう ことも部会 啓発Movie (映像)」

しゅつえん せいぎなどしうだくしよ
出演・製作等承諾書

わたしは、明石市地域自立支援協議会 ども部会 啓発Movie (映像) えいぞう

に出演し、氏名、芸名、肖像、写真、筆跡及び経歴等を無償で使用するこゝと並びならび

せいさく　　ばいばい　　ふくせい　　ことなるてれ　　びじょ　　ほうしき　　はんぶ　　ほうそう　　ゆうせん
に製作された媒体が複製（異なるテレビジョン方式を含む）、頒布、放送（有線・無線）（ネットワーク等を通じての放送をできる状態にすることを含む）、上映、

公開及び演奏されることについて承諾します。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

あかしちいきじつしえんきょうざい
明石市地域自立支援協議会

あかしきかんそくだんしえんせんたんちよう
明石市基幹相談支援センター様

じゅう 所
しよ 住

氏名
印

じしょ おういん しょうりやく
※自署のときは、押印を省略することができます。

(上記の代理人) (代理人を選定した場合)

じゅう 所
住

氏名
印

じしょ おういん しょうりやく

※自署のときは、押印を省略することができます。

じょうき もの かんけい
上記の者との関係

ごじしんまた だいりにん ほかん おねがい
ひかえ 控 (ご自身又は代理人にて保管をお願いします。)

あかしちいきじりつしえんきんぎょかい
ふかい けいはつむーびー えいぞう
「明石市地域自立支援協議会 ことも部会 啓発Movie (映像)」

しゅつえん せいざくなどしょうだくしょ
出演・製作等承諾書

わたくし
私は、
「明石市地域自立支援協議会
あかしちいきじりつしえんきょうぎかい
ぶかい けいはつむーびー
こども部会 啓発Movie (映像) えいぞう」

に出演し、氏名、芸名、肖像、写真、筆跡及び経歴等を使用すること並びに

せざく ばいたい ふくせい ことなるてれびじょん方式を含む、頒布、放送、上映、
に製作された媒体が複製 (異なるテレビジョン方式を含む)、上映、

こうかいおよびえんそう
しようだく
公開及び演奏されることについて承諾します。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

あかしちいきじりつしえんきょうぎかい
明石市地域自立支援協議会

あかしきかんそうだんせいせんたんちよう
明石市基幹相談支援センター様

じゅう　　しよ
住　　　所

し 氏 名
いん 印

じょ　　おういん　　じょうりやく
※ 白署のときは、押印を省略することができます。

(上記の代理人) (代理人を選定した場合)

じゅう　　しよ
住　　　所

氏名
印

じょ　　おういん　　しょうりやく

※自署のときは、押印を省略することができます。

じょうき もの かんけい
上記の者との関係